

共 1 4 建設業退職金共済制度

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 28 年 3 月

建設業退職金共済制度

〔独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業（以下「建退共」という）〕

1 制度の概要

この制度は、建設業の事業主が建退共と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、建設現場で働く労働者を被共済者として、その労働者に建退共が交付する共済手帳に労働者が働いた日数に応じ「共済証紙」を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共が直接労働者に退職金を支払うものである。

建設現場で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定のために、中小企業退職金共済法に基づき創設された。

労働者がいつ、また、どこの現場で働いても（事業主が変わっても）、働いた日数の掛金が全額通算されて退職金が支払われる仕組みになっている。

本制度は建設業の事業主が協力し合って労働者のために退職金を積立てていく制度であり、もれなく制度に加入することが必要である。

2 加入手続き及び共済証紙等の扱い

「加入手続き」及び「退職金請求」等の手続きは、建退共長野県支部で扱い、「共済証紙」の販売及び「退職金の支払い（口座振込）」は、最寄りの金融機関が代理店となり扱っている。

3 標識（シール）の掲示と下請業者に対する指導

工事を受注した事業主は、制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入り口等に見やすい場所に下記標識（シール）を掲示する。（「建退共制度改善方策について（労働省、建設省、建退共本部 H11.3.18）」）

標識は、建退共長野県支部で配布している。

図－1 長野県支部が配布している標識

**この工事の元請事業主は
建退共に参加しています**

この現場で働く方で雇用主が建退共に参加している場合退職金制度の適用を受けられますので雇用主に確認しましょう。
建退共に未加入の下請事業主は、加入しましょう。
事業主は、退職金共済手帳に証紙を貼りましょう手帳の更新を忘れずに。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建退共長野県支部
電話 026(228)7200

4 掛金収納書

請負代金の額が 800 万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、請負契約締結後、1 ヶ月以内に共済証紙を購入した金融機関が発行する「掛金収納書」(契約者は発注者名及び工事名を記入)のうち一枚(契約者が発注者へ)を当該発注機関に提出しなければならない。

なお、期間内に収納書を提出できない特別の理由がある場合は、あらかじめ、その理由及び証紙購入予定を工事打ち合わせ簿などにより報告しなければならない。中小企業退職金共済制度に該当する場合は、その加入を証明する証拠書類を提示するものとしている。(長野県土木工事共通仕様書共通編 1・1・1・52 保険の付保及び事故の補償)

建退共の制度の詳細、手続方法の確認、退職金試算及び各種様式のダウンロードは建退共のホームページで行うことができる。また、これらの事項が網羅された「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」が独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済本部から発行されている。

独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済本部ホームページ

<http://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/>

図ー2 掛け金収納書記載例
(事務処理の手引きから)

見本

(大手企業共済契約者(青色の共済契約者証で購入する場合))

様式3112
(取扱店一契約者) **青紙紙専用 掛金収納書**
(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(営公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、料金を引いて下さい。

契約者氏名 〇〇市役所 殿
(法人または事業主名)
電話番号

証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価額	金額
	10日券	1枚当たりの販売価額	金額
			合計金額

この掛金収納書は領収書と同様の扱いのため、再発行できません。
独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

発注者名 〇〇市役所 建設11-第1122号
発注者の工事番号および工事名
△△市体育館補修工事

契約者記入欄は、受注内容を記入する欄でございます。

様式3111
(取扱店一契約者) **掛金収納書**
(契約者が発注者へ)

この収納書は、建設業者が契約者記入欄に発注者名、工事番号、及び工事名を記入し、発注者(営公庁等)に提出するものです。
なお、提出の必要のない場合は、料金を引いて下さい。

契約者氏名 〇〇市役所 殿
(法人または事業主名)
電話番号

証紙枚数	1日券	1枚当たりの販売価額	金額
	10日券	1枚当たりの販売価額	金額
			合計金額

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

発注者名 〇〇市役所 建設11-第1122号
発注者の工事番号および工事名

※ 公共工事を請け負った場合には、発注官庁等から掛金収納書の提出を求められる場合がありますので、大切に管理・保管願います。

5 関係通知文

建設業退職金共済制度の普及徹底について

〔平成 11 年 4 月 13 日 11 監第 47 号
発注期間の長あて 土木部長〕

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、職場や雇い主を転々とする建設労働者にとって唯一の退職金制度であり、建設業における労働福祉の増進に重要な役割を担っております。

そのため、県におきましても、業者指名に当たっては建退共制度への加入を十分尊重することとし、また 800 万円以上の請負契約においては発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を徴収するなど、建退共制度の普及徹底のための各種対策を講じてきたところです。

しかしながら、加入の状況、履行の状況は必ずしも十分なものとは言い難く、今般、労働省、建設省及び勤労者退職金共済機構において建退共制度改善方策が取りまとめられ別添のとおり建設省建設経済局長から通知されたところです。

つきましては、今後発注する工事にあつては、下記事項に十分留意され、建退共制度の加入促進及び履行確保が一層徹底されるようご配慮願います。

記

- 1 800 万円以上の工事契約を締結した場合においては、収納書（別紙 1）を当該工事を受注した建設業者（以下「受注業者」という。）から提出させるものとする。
- 2 前項の収納書は、工事契約締結後 1 ヶ月以内に提出させるものとする。
ただし、期限内に収納書を提出できない、又は建退共制度の対象労働者を雇用しないため共済証紙を購入しない等の事情がある場合は、あらかじめ発注機関に申し出させるものとする。
- 3 発注機関は、受注業者から前項ただし書の申し出があつたときは、その理由（期限内に提出できない場合は共済証紙の購入予定時期を含む。）を書面により申し出させるものとする。
- 4 発注機関は、第 2 項のただし書において工期途中で対象労働者を雇用することとなつたとき、又は請負契約書の増額変更により受注業者が共済証紙を追加購入したときは、収納書を工事完成時まで提出させるものとする。
なお、請負契約額の増額変更があつた場合において、受注業者が共済証紙の追加購入をしなかつたときは、その理由を書面により申し出させるものとする。
- 5 発注機関は、共済証紙の購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、受注業者又は勤労者退職金共済機構の建退共県支部（建設業退職金共済組合長野県支部：（社）長野県建設業協会内）に対し、共済証紙の受け払い簿その他関係書類の提出を求めるものとする。

6 発注機関は、共済証紙の購入について、受注業者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとするものとする。

なお、的確な把握が困難である場合において、勤労者退職金共済機関が定めた「共済証紙購入の考え方について（別紙2）」を受注業者が参考とする際には、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算定された値が示されていることを踏まえ、当該値に（対象工事における労働者の建退共制度加入率）÷70% を乗じた値を参考とすべきであることに留意するとともに、受注業者に対し、「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう求めるものとする。

7 発注機関は、現場説明会等機会あるごとに、受注業者が建退共制度に加入することを勧奨するとともに、上記に掲げる事項のほか、以下の事項を加入業者に周知するものとする。

- (1) 受注業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に参入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

別紙1，2は省略